「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例(仮称)」に関する パブリックコメントにおける意見の概要と、それに対する沖縄県の考え方

意見の概要	沖縄県の考え方
	①②「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例(案)」の第3条(子どもの権利)で、「すべての子どもは、適切に養育されること、能力が十分に発揮されること、虐待から守られること、自己の意見を表明することその他の個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。」と規定し、第4条(基本理念)で、「前条の権利が保障され、個人としての尊厳が重んぜられるとともに、その最善の利益が考慮されなければならない。」と規定しているところであります。
	③本条例(案)第3条(子どもの権利)において、児童の権利に関する条約に大きく列挙されている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利の内容を全ての子どもが有していること、また、県の責務として第10条(基本理念の普及)を規定し、条例名(仮称)も「子どもの権利を尊重し」としているところです。
	●学校は、第8条(関係団体等の責務)の関係団体等に含まれており、基本理念にのっとり、必要に応じて県、市町村及び他の関係団体等と連携し、子どもを虐待から守るため主体的に取り組むよう努めるものとすると規定しております。
⑤県の定める子どもの貧困対策に関し、食事料金の補助を受けられるなど、具体的計画を示してほしいです。	⑤ 子どもの貧困対策については、「沖縄県子どもの貧困対策計画」に基づいて実施していくこととしております。

意見の概要	沖縄県の考え方
-	⑥本条例(案)では、県、市町村、関係団体等が子ども及びその家庭に対し妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援に努めなければならないという認識の下、子どもの権利を普及啓発し、虐待防止施策と子どもの貧困対策等子どもの支援に係る諸施策を整合させて実施するとともに、とりわけ大きな問題である児童虐待の防止を社会全体で図ることを規定しており、その内容に沿った条例名と考えております。
⑦条例を読んで子ども、若年の親、高齢の方でもわかりやすい文章、条例にしてください。	⑦本条例(案)については、県民の誰もが分かるよう心掛けており、正確さを損なわないようにしながら、日常生活で用いられる平易な用語を用いております。また、第10条(基本理念の普及啓発)に係る県の施策の実施において、子ども向けの普及活動等にも取り組む予定としております。